

件名	所有者の判明しない猫の引取り拒否について
受付日	令和元年6月3日
ご意見・ご提案の概要	所有者の判明しない猫の引取りを求めても、県機関がこれらの引き取りを拒否できる理由について、県のホームページに載せてほしい。
県の考え方	<p>保健所では、「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定により、所有者の判明しない猫の引取りを行っています。</p> <p>ただし、猫については飼い主に係留義務がないことから、飼い主への配慮と同法の基本原則の観点から、猫の引取りの実施は慎重に取り扱うこととしております。</p> <p>また、ホームページは簡潔で分かりやすい記載を心掛けており、個別の事案に対しては、状況の詳細を伺い、対応をご説明させていただいております。</p>
担当課	健康福祉部 生活衛生課